

IASB会議報告（第107回会議）

IASB（国際会計基準審議会）の第107回会議が、2010年1月20日と21日の2日間、また、米国財務会計基準審議会（FASB）との合同会議が1月18日から20日までの3日間、ロンドンのIASB本部で開催された。

第107回会議でのIASBの議論では、①退職後給付、②財務諸表の表示、③金融商品（ヘッジ会計）、④IFRS第5号（廃止事業）の改訂（公開期間を60日とすることが暫定合意された）、⑤IFRS第1号（初度適用）の改訂（改訂されたIFRS第7号（金融商品：開示）の経過措置を初度適用企業にも適用するための改訂で、2010年1月に改訂後の基準が公表された）及び⑥国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）の活動状況が議論された。教育セッションとして、認識の中止プロジェクトに関連して、金融資産と金融負債の相殺について議論が行なわれた。

一方、FASBとの合同会議では、⑦収益認識、⑧公正価値測定、⑨財務諸表の表示、⑩連結範囲、⑪リース、⑫金融商品の資本と負債の区分、⑬保険会計、⑭金融商品（ヘッジ会計）、⑮金融商品（分類及び測定：金融負債）が議論された。

IASB会議には理事15名が参加した（ウォレン・マグレガー氏はオーストラリアからテレビで参加）。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー全員が参加した。本稿では、これらのうち、①、②及び⑦から⑭までの議論の内容を紹介する。

IASB会議

1. 退職後給付

今回は、①退職後給付に関する開示内容及び②解雇給付（termination benefits）について議論が行なわれた。

(1) 退職後給付に関する開示

今回は、公開草案に含める開示内容について議論が行なわれた。スタッフから提案された開示提案は、第125A項から第125AB項までの28パラグラフにわたるもので、広範かつ多岐にわたるものとなっていた。多くの開示要求は、IFRS第4号（保険契約）やIFRS第7号（金融商品：開示）での開示要求を退職後給付にも適用しようとするものであった。

議論の結果、開示要求が多すぎるので、これらを整理・縮小することが暫定的に合意され、その見直しを行なうことがスタッフに指示された。

(2) 解雇給付

① 経緯

2005年6月に、IFRS第3号（企業結合）の公開草案の公表と同時に、IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂と共にIAS第19号（従業員給付）のなかの解雇給付の改訂に関する公開草案が公表されている。これは、米国会計基準（当時の解雇給付に関するSFAS第146号（退出又は処分活動に関連する費用の会計処理）で、現在は、ASCトピック420（退出又は処分費用債務（Exit or Disposal Cost Obligations）となっている）との短期的なコンバージェンスを目指すための提案であった。その後、解雇給付の改訂は、IAS第37号の議論の進展を待っていたため進んでいなかった。2009年10月の会議では、解雇給付の改訂内容は2011年1月1日以降に開始する事業年度から適用することとし（早期適用が許容される）、IFRIC第14号（IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積み立て要件及びそれらの相互関係）の改訂とともに最終基準化が図られる予定であったが、解雇給付に関してさらに検討すべき点があることから、IFRIC第14号の改訂（2009年11月に公表された）とは別に公表されることとなっている（2010年第1四半期中と思われる）。今回は、2005年の公開草案に含まれている解雇給付の定義をさらに改訂することがスタッフから提案され、検討が行われた。

② 2005年の公開草案での提案

2005年の公開草案では、次の改訂が提案されていた。

- ・ 定義を変更し、従業員の任意の解雇受入れの意思決定と交換に支払われる給付は、従業員に対して短期間に提案されるものである場合にのみ解雇給付となる。
- ・ 任意の解雇給付（voluntary termination benefits）は、従業員が解雇を受け入れた時点で認識する。
- ・ 強制解雇給付（involuntary termination benefits）は、従業員に通知することによって認識される。ただし、強制解雇給付を受け取るために追加のサービス提供が必要であれば（これを「stay bonus」と呼んでいる）、これらの給付は、将来のサービス提供期間にわたって認識する。

③ 今回の改訂提案と議論

今回の改訂提案は、解雇給付に関する規定の内容をより分かりやすいものにするため、次の2点を改訂すべきというものである。

(a) 将来のサービス提供に対して支払われる給付の除外

2005年の公開草案では、解雇給付には、将来のサービス提供に対して支払われる給付（stay bonus）を含むとされている。スタッフは、解雇給付は、解雇を契機に支払われるものに限定し、将来のサービス提供の対価として支払われる給付（stay bonus）は、解雇給付としてではなく、退職後給付として扱うべきであると提案している。

(b) 解雇給付の認識のタイミング

2005年の公開草案では、任意の解雇給付は、①企業が自分の意思で撤回できるもの

(discretionary) と②国の規制等で撤回できないもの (non-discretionary) に分けられ、解雇給付の認識のタイミングが異なっている。すなわち、前者は、従業員が解雇を受け入れた時点で認識し、後者は、強制解雇給付と同じ扱い（従業員への通知時点で認識）を適用するとされている。スタッフは、この取扱いを変え、解雇給付の認識時点は、企業が解雇給付の提供の提案を撤回できなくなった時点とすることを提案している。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 従業員が受諾する前に企業が撤回できる任意の解雇給付は、従業員が解雇を受け入れた時点で認識する。
- ・ 強制解雇給付又は企業が撤回できない任意の解雇給付は、企業が、従業員に通知することによって認識される。

議論の結果、上記(a)及び(b)に示したスタッフの提案が、暫定的に合意された。

2. 財務諸表の表示

今回は、FASBとの合同会議の後に、IASBの単独会議が行なわれ、FASBと合同で議論された項目も含め、①セグメント開示、②金融機関における直接法によるキャッシュ・フロー計算書の表示、③費用対効果 (costs and benefits) 及び④純負債 (net debt) について議論が行われた。

(1) セグメント開示

IFRS第8号（営業セグメント：Operating Segment）の改訂は、2009年1月19日にFASBと合同で議論され合意された内容（後述）以外には行なわないことが暫定的に合意された。

(2) 金融機関における直接法によるキャッシュ・フロー計算書の表示

ディスカッション・ペーパーに対して金融機関から指摘された懸念に対しては、既に、IASBはかなり対応を行なっている。これらには、例えば、勘定科目毎の一体性原則の適用（カテゴリー段階での一体性原則の適用への緩和）、短期的な流動性の開示（開示要求の撤回）、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書との調整表注記（調整表の開示を撤回しより簡素化された主要勘定科目の期中変動の注記開示に変更）及びカテゴリーの定義（財務資産を財務区分ではなく、事業区分に含めることに変更）といったものがある。

今回議論されたのは、金融機関の直接法によるキャッシュ・フロー計算書はどのようにキャッシュ・フローを表示すべきかという点であった。金融機関では、住宅ローンの支払いが、すでに銀行に預金として預けられている口座からの支払いである場合には、これは、内部の資金振替であり、現金の増加にはなっていないので、これらを「住宅ローン債権からの現金」とは表示していない。また、銀行が受領する手数料からのキャッシュ・フロー

は、取引時点では起こらない。なぜなら、手数料は、顧客の口座の増加又は減少となるだけで、これらが外部への資金の流出又は流入とは直接に関連していない。このように、金融機関の場合には、特別に検討すべき論点がある。

議論の結果、直接法によるキャッシュ・フロー計算書でどのようにキャッシュ・フローの動きを表示したらいいかについて、外部との意見交換も含めて、さらに検討することがスタッフに指示された。

(3)費用対効果

ディスカッション・ペーパーに対して寄せられた改訂によって発生する費用とそれに対する効果に関する議論が行なわれた。これまでに、寄せられたコメントを基に、費用を低減するために、IASBは、①複数の報告セグメントを持つ企業の収益及び費用項目の分解表示を、包括利益計算書の本体ではなくセグメント注記としたこと、②一体性原則の適用を勘定科目毎ではなくカテゴリー段階としたこと及び③包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書との調整表注記に代えて、主要勘定科目の期中変動の注記開示への変更などを決定している。

議論の結果、今後、直接法のキャッシュ・フロー計算書での表示提案について、費用対効果の観点からさらに関係者からの意見聴取を行なうことがスタッフに指示された。

(4)純負債

2009年9月の会議で、純負債に関する情報を開示することが適切と判断されている。また、純負債の定義は、財務区分に含まれる金融負債から当該金融負債の返済に充てられる資源（資産）を控除したものとすることが暫定合意されている。

しかし、今回、スタッフから、純負債の定義に対して多様な意見があることを踏まえて、純負債の開示要求を変更する提案がなされた。スタッフからは、次の3つの代替案が提案された。

- (a) 主要な勘定科目の変動を開示させるものの純負債に関する情報開示は求めない（代替案A）
- (b) 通常純負債を構成すると考えられている勘定科目についての期中変動の情報を提供するが、これらを一カ所にまとめて表示することは求めない（代替案B）
- (c) 代替案Bと類似するが、通常純負債を構成すると考えられている勘定科目についての期中変動の情報を1つの注記にまとめて表示することを求める（代替案C）

議論の結果、代替案Cを採用することが、暫定的に合意された。具体的には、負債カテゴリーに含まれるすべての勘定科目、現金、短期投資及びファイナンス・リースといった勘定科目を1つの注記にまとめて表示することになる。

I A S B と F A S B の 合 同 会 議

1. 収益認識

今回は、開示について議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) I F R S 第 7 号にある開示目的と同様な高次元の開示目的を設定する。

そのような開示目的は、例えば次のようなものである（今後スタッフがさらに詰めることになる）。

「企業は、次のような質的情報及び数的情報を開示しなければならない。

- ・ 顧客との契約から生じ、財務諸表に認識されている金額を識別し説明する情報
- ・ 顧客との契約から生じるリスクの性質及び程度を、財務諸表の利用者が評価できるようにする情報、及び企業のリスク管理についての情報」

(b) 次のような開示を求める。

- (i) 顧客と締結した契約の性質及び関連する会計方針
- (ii) 顧客との契約を会計処理するのに用いた主たる判断
- (iii) ネットの契約ポジションについての期首残高と期末残高の調整
例えば、次のような開示となる。

CU000s	グロス		ネット契約 ポジション
	権利	義務	
期首残高	36,990	-39,867	-2,877
見積の変更	-381	703	322
新規獲得契約	61,223	-61,223	-
事前合意された既存契約の変動	1,256	-1,256	-
売掛金に振替られた対価に対する権利	-42,134	-	-42,134
当期の履行に関連して認識された収益	-	37,562	37,562
企業結合において取得された契約	1,000	-754	246
期末残高	57,954	-64,835	-6,881

(iv) 期末の履行義務の合計額及びその履行予想時期

(v) 不利な契約の範囲及び金額並びに不利となった理由を含む不利な契約に関する情報

2. 公正価値測定

今回は、次の点について議論が行われ、次の点が暫定的に合意された。

論点	暫定合意
公正価値の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公正価値」という用語を用いることとする。 ・ 公正価値は「出口価格」として定義する。公正価値を出口価格とすることで、公正価値を適用することが適切でないケースがあるかどうかは、適用範囲の議論で検討する。

<p>市場が活発でなくなったときの公正価値測定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資産又は負債の取引 quantity 及び活動水準に重要な低下があった場合に、専門家諮問グループが示したガイダンス（2008年10月に公表）を適用する。 ・ガイダンスは、観察された取引価格が正常なものかどうかに関心を絞るべきで、市場の活動水準に焦点を当てるべきではない。 ・取引が正常でないという証拠がない限り、企業は、観察可能な取引価格を考慮しなければならない。取引が正常であるかどうかを判定するための十分な情報を企業が有していない場合には、公正価値測定のために異なる分析を行わなければならない。
<p>当初認識時の公正価値</p>	<p>取引価格が公正価値を示さない場合があることを示唆する例を最終基準の中で示すこととし、その例示として次のものを掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連当事者間の取引の場合。 ・強制的に取引が行なわれる、又は売り手が取引価格を受諾することを強制される場合。 ・取引の会計単位が、公正価値で測定される資産又は負債の会計単位と異なる場合。 ・取引が行われる市場が、企業が資産又は負債を販売する市場と異なる場合。
<p>初日の損益の認識</p>	<p>この問題を本プロジェクトで扱うことはしない。</p>
<p>負債の公正価値測定</p>	<p>負債の公正価値測定に関するガイダンスを①譲渡概念及び②負債の公正価値は対応する資産の公正価値と同じであるという概念をベースに作成する。具体的には、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負債の移転を表す活発な市場における公表価格がない場合、企業は次のとおり負債の公正価値を測定する。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 同一の負債が資産として売買されている場合で、その公表価格が入手可能であれば、それを用いる（レベル1の測定）。 (b) 公表価格が入手できない場合、類似の負債の公表価格、又は類似の負債が資産として売買されている場合はその公表価格（レベル2の測定） (c) 観察可能なインプットが入手できない場合は、次のような他の評価技法を用いる。 <ul style="list-style-type: none"> ・インカム・アプローチ（例えば、現在価値技法） ・マーケット・アプローチ（例えば、市場参加者が同一の負債を移転するために支払うであろう又は同一の負債を引き受けるために受け取るであろう金額を用いる） ・現在価値技法を適用する際に、市場参加者が義務を引き受けるために要求するであろう対価について記述する。 ・負債の移転は、市場参加者である譲受人が義務を履行するための知識及び能力を有していると仮定することを明確化する。 ・企業は、負債が資産として売買されている場合の公正価値は負債の公正価値を表すか否かを決定しなければならない。対応資産の公正価値が負債の公正価値を表さない場合、対応資産の公正価値に調整を加える。 ・対応資産が取引所で売買されているかどうかにかかわらず、対応資産の公正価値が複合金融商品の公正価値を表している。 ・市場参加者が用いるであろうという方法論を用いて、企業が対応資産の公正価値を測定しなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> 活発な市場における対応資産の公表価格は、その公表価格に調整が要求されない場合、その負債に関するレベル1の公正価値測定となる。
不履行リスク	<ul style="list-style-type: none"> 負債の公正価値には、不履行リスクの影響を含む。 信用リスク以外にどのような要素が「不履行リスク」に含まれるかを明確にする。
負債の譲渡に関する制限	譲渡制限の影響が負債の公正価値計算の他の要素で既に織り込まれている場合には、当該譲渡制限の影響についてさらに調整されるべきではない。
企業自身の持分金融商品の公正価値測定	企業自身の持分金融商品の公正価値測定に関するガイダンスを最終基準に織り込む。
市場参加者の観点	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値測定は、市場をベースとし、市場参加者が資産又は負債をプライシングする際に用いるであろう仮定を反映する。 市場参加者は、通常かつ慣行的なデューデリジェンスを通じて獲得されるかもしれない情報を含め、すべての入手可能な情報に基づき、資産又は負債及び取引について合理的な理解を有していると仮定する。 市場参加者が独立しているとは、彼らが相互に独立しているということであり、関連当事者ではないということである。 関連当事者間取引が市場条件で行われた場合には、その取引の価格を公正価値測定のインプットとして用いることができる。 市場参加者が考慮するであろう情報で調整された、企業の自己のデータから導かれた観察不能なインプットは、市場参加者の仮定と考えられ、公正価値測定の目的を満たす。
参照市場	<ul style="list-style-type: none"> 企業が市場にアクセスできるのであれば、公正価値測定における参照市場は、主要な（又は最も有利な）市場である。 主要な市場は、資産又は負債の活動の量及び水準が最も大きい市場であることを明確化する。 主要な市場は、企業が通常取引を行う市場であるという仮定を置く。企業は、通常取引を行う市場よりも取引量の多い市場をすべて調査する必要はない。 最も有利な市場の決定にあたっては、取引費用及び輸送費用の双方を考慮する。

3. 財務諸表の表示

今回は、性質別（例えば、損益項目を原材料費や労務費といった費目の性質で分解表示する）及び機能別（例えば、売上原価や販売費一般管理費といった費目が果たす機能で分解表示する）の財務諸表の分解表示について議論が行われた。

(1) これまでの経緯

2008年10月に公表されたディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解 (Preliminary Views on Financial Statement Presentation)」では、包括利益

計算書の各カテゴリ内で、企業が損益項目を機能別に分解しなければならないとし、さらに、当該各機能別の数字は、企業の将来キャッシュ・フローを予測する際に包括利益計算書の有用性を高める範囲でさらに性質別に分解されなければならないと提案している。また、性質別の包括利益計算書上での表示が困難な場合には、情報を財務諸表の注記で開示することとしている。このほか、ディスカッション・ペーパーでは、機能別の分解情報を表示することが目的適合性のある情報を提供しないと経営者が判断する場合（例えば、企業の事業構造が機能別に分けるほどの多様性を持っていないサービス産業）には、企業は包括利益計算書の各カテゴリ（事業及び財務）内で包括利益の項目を性質別に分解することができることも提案している。

2009年10月会議では、包括利益計算書については、ディスカッション・ペーパーで提案した、損益項目を機能別かつ性質別に分解しなければならないという提案を維持する、さらに、1つの報告セグメントのみを持つ企業は、包括利益計算書上で分解情報を表示し、複数の報告セグメントを持つ企業は、セグメントの注記の中で分解情報を表示することが暫定合意され、さらに、セグメント情報での開示については、今後引き続き検討することとされていた。

(2) 今回の議論と暫定合意

今回は、上記2009年10月での議論を受けて、今後公表する公開草案でのセグメント情報などでの開示に関して議論が行われた。

議論の結果、①公開草案における取扱い及び②セグメント情報の注記の改訂について次の点が暫定的に合意された。

① 公開草案における取扱い

今後公表される公開草案において、次の点を明確にする。

- (a) 報告セグメントを1つだけ有する企業は、包括利益計算書において収益及び費用項目に関する性質別分解情報を表示するのではなく、注記において開示できることを明示する。さらに、注記において性質別の情報を開示する際には、機能別情報も同時に開示することとする。
- (b) 複数の報告セグメントを有する企業は、セグメント注記において、収益及び費用項目を性質別かつ機能別に分解表示することを明示する。
- (c) セグメント注記において、収益及び費用項目を性質別かつ機能別に分解表示する企業は、包括利益計算書においては、機能別に分解表示することを明示する。
- (d) 企業が、将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性を評価するために有用な情報を表示するという方法で収益及び費用項目を分解表示しなければならないというディスカッション・ペーパーでの提案を維持する。したがって、機能別分解が包括利益計算書上での情報の有用性を高めるものとならない場合には、企業は収益及び費用項目を性質別のみで分解表示しなければならない。

② セグメント情報注記の改訂

A S C トピック 280 (セグメント報告: Segment Reporting) 及び I F R S 第8号を次のように改訂することが、暫定的に合意された (この改訂は、公開草案に含まれる予定)。

- (a) 収益及び費用項目の性質別情報をセグメント情報で表示する企業には、包括利益計算書とセグメント注記との間で整合的に項目を分類することを求める。
- (b) 企業には、報告セグメントとして区分表示するための規準を満たさない営業セグメント活動を、企業の全社活動 (corporate activities) から分けて表示することを求める。
- (c) 企業には、報告セグメントの営業利益 (損失) を包括利益計算書で表示される連結営業利益に調整することを求める。

4. 連結

今回は、①議決権を通じた支配 (過半数以下の議決権しか有していない場合の支配を含む)、②オプション及び転換金融商品、及び③代理人関係 (解雇権 (kick-out rights) を含む) の3つが議論された。

(1) 議決権を通じた支配

I A S B は、これまでの議論で、他の企業に対する「支配」を、自らのためにリターンを生み出すように、他の企業の活動を指示する、報告企業のパワーであると定義している。そして、パワーは次のような特徴を持つという点に暫定的に合意している。

- (a) パワーは、リターンに重要な影響を及ぼすような他の企業の活動を指示する際に、自らの意思を強制する、報告企業の現在の能力である。
- (b) 現に行使されている必要はない。
- (c) 絶対的なものである必要はない。
- (d) 現在の事実及び状況を基礎として評価される。

今回、このような特徴が、企業が議決権の過半数未満しか保有していないにもかかわらず支配をしている状況を議論する際にも有効かどうか議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 議決権をベースに支配を評価するときには、次のように取り扱う。
 - (i) 他のアレンジメントがない場合に、他の企業における議決権の過半数を有する報告企業は、支配の定義におけるパワーの要素を満たす。
 - (ii) 他の企業の議決権の過半数を有しない報告企業が、リターンに重要な影響を及ぼす当該企業の活動を指示できる法律上又は契約上の能力を有する場合、報告企業は、支配の定義におけるパワーの要素を満たす。
- (b) I A S B は、他の企業の議決権の過半数を有しない報告企業は、①報告企業が、他の株主又は組織化された株主のグループより非常に多い (significantly more) 議決権を有

しており、②他の株主が広く分散しているときには、支配の定義におけるパワーの要素を満たすと暫定的に合意した。

(c) FASBは、そのような報告企業は、支配の定義におけるパワーの要素を満たすためには、リターンに重要な影響を及ぼす当該企業の活動を指示したことを証明しなければならないということに暫定的に合意した。

(2) オプション及び転換金融商品

潜在的議決権（例えば、オプション又は転換金融商品）は、リターンに重要な影響を及ぼす企業の活動を指示する現在の能力を報告企業に与え得るかどうか議論された。

議論の結果、報告企業が、リターンに重要な影響を及ぼす企業の活動を指示する現在の能力を議決権を通じて保有しているかどうかの評価を行なうときには、潜在的議決権を考慮すべきことが暫定的に合意された。そのような考慮に当たっては、報告企業の議決権だけではなく、潜在的議決権に関連するすべての事実及び状況をも検討しなければならない。

(3) 代理人関係

今回は、意思決定者又はサービス提供者が代理人又は本人のどちらとして行動しているかを決定するためにどのような要素を検討すべきかについて議論が行なわれた。また、解任権についても、複数の関連していない当事者の合意によって行使できる解任権は、実質を有しており、代理人関係を評価する際には考慮しなければならいかどうかについて議論が行なわれた。今回は、議論が行なわれ、スタッフに対して今後検討すべき方向性などについての感触を与えることが目的であり、意思決定された事項はない。

5. リース

今回は、①償却原価アプローチの下におけるオプション及び偶発リース料（「変動リース料」とも訳されることがある）（contingent rentals）のあるリース契約の当初認識時以降の測定、②短期リースに対する適用除外及び③貸手が保有する投資不動産の会計処理の3つが議論された。

(1) 償却原価アプローチにおけるオプション及び偶発リース料の当初認識時以降の測定

2009年11月の会議では、借手の支払義務及び貸手の受取債権の当初認識時以降の再測定は、実効金利法を用いた償却原価で行うべきであることについて次のように暫定合意されている。

(a) 借手のリース料支払義務の当初測定は、将来のリース料支払いを割引いた現在価値で行う。割引率は、リース契約に含まれる暗黙の利率が信頼を持って決定できる場合には、それを用いる。そうでないときは、借手の追加借入利率を用いる。借手の支

払義務の当初認識時以降の測定は、実効利率を用いた償却原価で行なう。借手が、追加借入利率の変動を反映するためにリース料支払義務を見直すことは認めない。見積リース期間に変動があったときに追加借入利率を再評価すべきかどうかについては、今後検討する。さらに、支払義務を公正価値で測定するオプションは認めない。

- (b) 貸手の受取債権の当初測定は、(a)リース契約に含まれる暗黙の利率で割引いた借手による将来リース料支払いの現在価値及び(b)当初直接費用の合計額である。貸手の受取債権の当初認識以後の測定は、実効金利を用いた償却原価である。

今回は、①リース期間が事後的に変更された場合及び②偶発リース料支払額が変動した場合に当初認識時以降の測定はどのように行うべきかが議論された。

このうち、前者に関連して、2009年11月の議論では、借手にリースの更新権又は解約権といったオプションが付与されているリース契約においては、①認識すべきリース期間は、かなり発生確率の高いもので最長の期間とすること及び②リース期間は、それぞれの報告期間末で再評価することが暫定合意されている。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 償却原価アプローチで用いる借手の割引率（追加借入利率など）は、見積リース期間の変更があった場合、見直すべきではない。
- (b) 償却原価アプローチで用いる借手の割引率（追加借入利率など）は、偶発リース料が変動参照金利に連動する場合（例えば、偶発リース料がLIBORにリンクしている場合には、偶発リース料の再評価が行われ、変動金利の市場の変動が考慮されるように追加借入利率の見直しが行われる）を除き、偶発リース料の支払額に変更があった場合、見直すべきではない。
- (c) 償却原価アプローチで用いる貸手の割引率は、見積リース期間の変更があった場合、見直すべきではない。
- (d) 償却原価アプローチで用いる貸手の割引率は、偶発リース料が変動参照金利に連動する場合を除き、偶発リース料の支払額に変更があった場合、見直すべきではない。

(2)短期リースの適用除外

2009年12月に新しいリース会計基準の適用範囲から、短期リースを除外するかどうか議論されたが、結論に至らず、スタッフに対して検討を行うことが指示されていた。それを受けて今回議論が行われた。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 借手が短期リースに対してリース会計の簡便法（期中の発生はすべて費用として処理し、期末に残存するものみの利用権及びその支払義務を財政状態計算書で認識する）を用いることを許容する。
- (b) 貸手に対しては、短期リースを適用除外するオプションを付与する。
- (c) 短期リースは、最長リース可能期間が12ヶ月以内のものと定義する。

(3) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益若しくは資本増加又はその両方を目的として保有する不動産と定義される。つまり、投資不動産の保有者は、その価値を不動産の売却又は賃貸により実現する。投資不動産の保有者が賃貸を通じてその価値を実現する場合、保有者は貸手となる。このため、リース会計をどのように投資不動産に適用するかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 貸手が投資不動産を原価で測定している場合には、当該投資不動産に新しいリース会計基準を適用する。
- (b) IASBは、投資不動産がIAS第40号（投資不動産）に従って、公正価値で測定されている場合には、当該投資不動産に新しいリース会計基準を適用しない。
- (c) FASBは、投資不動産に公正価値測定を認めるという会計基準を有していないので、スタッフに対して、米国会計基準の下で、投資不動産を公正価値で測定することを要求又は許容するかどうかを検討する問題を議題として取り上げるように準備することを指示した。

6. 資本と負債の区分

今回の会議では、これまでに検討してきたアプローチとは異なるアプローチを採用する方向性が暫定的に合意された。それは、現在のIAS第32号（金融商品：表示）の考え方をベースにして、これに修正を加えるものである。これを「改訂IAS第32号アプローチ（modified IAS32 approach）」と呼んでいる。改訂IAS第32号アプローチの概要は後述するが、いずれにしても詳細は今後スタッフによって明確にされる。そこで、ここでは、今回の暫定合意について説明する前に、これまでの本プロジェクトの概要を解説する。

(1) これまでの経緯

ここでは、2007年11月のFASBによる予備的見解の内容及びその後の第4のアプローチ（及びその変形）について解説する。なお、IASBは、2008年2月にFASBの予備的見解をそのまま用いたディスカッション・ペーパーを公表している。

① 2007年11月の予備的見解

FASBは、2007年11月に予備的見解「資本の特徴を有する金融商品（Financial instruments with characteristics of equity）」を公表している。予備的見解の中では、主として次の3つのアプローチがあるとした上で、FASBとしては、基本的所有アプローチを支持することとして、本文の中で基本的所有アプローチの考え方が明記されている。残りの2つのアプローチは、付録として記述されている。

- (a) 基本的所有アプローチ（basic ownership approach）
- (b) 所有決済アプローチ（ownership-settlement approach）

(c) 期待結果再評価アプローチ (reassessed expected outcome approach)

予備的見解は、その名称が示すように、金融商品のうちどれを持分商品 (equity instrument) として資本に区分するかに関する規準を示すものである。したがって、金融商品以外のものは扱っていない。

(a) 基本的所有アプローチ

基本的所有アプローチでは、基本的所有商品 (basic ownership instruments) のみが、資本として区分される。ある金融商品が基本的所有要素と負債又は資産の要素から構成される場合には、当該金融商品は、それらの要素に分解し、基本的所有要素のみが資本に区分される。ここで、基本的所有商品とは、当該金融商品を判定する日に発行者が清算されると仮定した場合、最劣後であり、かつ、高優先順位の請求権が支払われた後に残る残余資産に対する比例的請求権を持つものとされる。また、償還可能な金融商品であっても、償還額が発行体の純資産に対する持分と同じであり、かつ、高い優先順位を持つ請求者の請求権を減額するような償還が契約条項によって禁止されている場合には、基本的所有商品とすることができる。さらに、先物契約やデリバティブは、すべて負債又は資産として処理される。

(b) 所有決済アプローチ

所有決済アプローチでは、金融商品のリターン及び決済の有無に基づいて、金融商品を資本とそれ以外に区分することを原則としている。決済が求められないものや最劣後請求権を表象する金融商品は、資本に区分される。具体的には、次の3つのものは資本とされる。

(a) 基本的所有商品

(b) その他の無期限商品 (perpetual instruments) (多くの普通株式及びある種の優先株式のほか、強制償還又は保有者のオプションによる償還でのいずれも課されないコーラブル普通株式又は優先株式は無期限商品となる)

(c) 関連する基本的所有商品で決済される間接所有商品 (indirect ownership instruments) なお、間接所有商品は、①無期限商品ではなく、②条項が基本的所有商品の価格に対する価値に関連し、かつ、その公正価値が基本的所有商品の公正価値と同じ方向へ変化し、③ (a) 報告企業の基本的所有商品以外のものの市場価格あるいは (b) 報告企業の事業を単に参照して計算又は測定される指標以外の価格指標、という要因のいずれかに基づく偶発的行使条項を含まない、という3つの特徴を持つものをいう。

(c) 期待結果再評価アプローチ

期待結果再評価アプローチでは、金融商品を区分するため、当該金融商品の加重平均した帰結を用いる。所有決済アプローチと同様に、分類は、相手方のリターンの性質に基づくが、しかし、所有決済アプローチとは異なり、各報告日で帰結は再評価される。このため、金融商品の構成要素は定期的に再評価され、その変動は当期利益で認識されることになる。

② 2009年9月の提案 (アプローチ4)

2009年9月には、予備的見解で検討したアプローチに次ぐ第4のアプローチとして、

「アプローチ4」が提案された。これは、2009年5月以降IASBとFASBが検討してきた予備的見解には含まれていない新たなアプローチの概要をまとめたものである。アプローチ4では、①無期限アプローチ（決済の必要がなく、かつ、当該無期限金融商品の保有者が清算時に企業の純資産に対して請求権を有しているという条件を満たす金融商品を資本とするというアプローチ）及び②基本的所有アプローチ（当該金融商品が最劣後で、かつ、清算時に企業の純資産に対して比例的な持分を有する金融商品を資本とするというアプローチ）の2つをベースとして、金融商品の資本と負債への区分のための規準を提供する。アプローチ4においては、①請求権の地位（claim status）及び②償還（redemption）の2つが鍵となる。

請求権の地位

- (a) 持分金融商品は、常にすべての負債に劣後するが、資本の中では、資本の種類(classes)によって優劣が存在し得る。すなわち、他の資本種類の資本に優先する資本が存在することがある。無期限商品(perpetual instruments)は、再劣後の資本である。

償還・決済

- (b) すべての負債は、ある特定日又は決定可能は日に決済されるという特徴を持つ(settlement features)。一方、資本はすべて償還されるという特徴を有する(redemption features)。発行者が事業を清算し残余資産のすべてを分配する場合を除き、発行者が決済を要求できなければ、当該金融商品は資本である（これは、資本に区分されるための十分条件であるが、必要条件ではない）。
- (c) このアプローチでは、支払手段（現金で行なわれるか、株式で行なわれるか）は、負債か資本かの判断に影響しない。決済か償還かの区別は、なぜ当該金融商品が決済又は償還されるかに基づいて判断される。
- (d) 持分金融商品の償還が起こる理由には、次のようなものがある。
- ・ 金融商品の発行体が全資産の分配を選択する又は倒産といった事象から分配を余儀なくされる場合
 - ・ 発行体が配当の支払い（一部償還）又は自己株式の取得を決定した場合
 - ・ 金融商品の条件が、株主、パートナーなどが発行体から離脱する場合、既存のグループが、企業に対する支配を維持できるように、当該金融商品の消却を求めることができる、又は、保有者・発行体に消却を求めることを許容している場合
 - ・ 金融商品の条件が、当該金融商品の保有者が発行体との取引をやめる場合、当該金融商品の消却を求めることができる、又は、保有者・発行体に消却を求めることを許容している場合
- (e) 負債の決済は、次の2つの特徴を有する。
- ・ 償還日を決める条件（上記(d)）以外の事象又は条件によって支払日が固定又は決定される
 - ・ 発行体は、決済の起因となる事象のタイミングに影響を及ぼしても事象又は条件

の発生を阻止することはできない

- (f) もし金融商品が2つの異なる又は代替的な帰結（その帰結の一つは、もしそれが唯一の帰結である場合には資本として区分することが要求されることになり、また、その帰結の一つは、もしそれが唯一の帰結である場合に負債として区分することが要求されることになるようなもの）を有している場合には、金融商品は負債要素と資本要素に区分されなければならない。

このアプローチの下では、デリバティブはすべて負債とされ、資本と負債の両要素を含んでいる金融商品は、上記(f)に基づき分解される。また、転換社債は負債に区分される。また、強制償還商品又はプッタブル金融商品は、資本には区分されない。

③ 2009年10月の提案（アプローチ4. 1）

アプローチ4は、支払手段が現金か株式かを問わず、決済されるものは負債とするとしているため、すべての株式決済金融商品が負債とされる可能性がある。このため、従業員に対する株式報酬や特殊な株主割当発行が負債と分類されるなどに対する懸念が表明され、これらを解消するため、アプローチ4. 1が2009年10月会議に提案された。

アプローチ4. 1では、アプローチ4に次の点の修正を加え、持分金融商品で決済される請求権の一部を資本として区分できるように配慮している。

アプローチ4. 1では、持分金融商品を発行して決済される請求権は、次のいずれかに該当しない限り、資本として処理される。

- (a) いずれかの当事者が、現金決済オプションを有している（株式を発行したり取得したりすることは、当該取引にとって決定的なことではないため）。
- (b) 株式での純額決済が要求されるか、いずれかの当事者が純額決済のオプションを有している（このことは、即時に損益を得ることが目的であり、株主になることは偶発的なことだと考えられるため）。
- (c) 契約によって、いずれかの当事者が、株価の変動、貨幣の時間価値、相手方の履行リスク及び（取引を行なう前に相手方が外国株主であるときには）外貨、から生じる価値の変動以外の価値の変動リスクにさらされている企業は、次の金融商品を資本として区分しなければならない。

上記の改訂理由は、株式の発行の主たる理由が、相手方が株主になるための場合（株式を通貨としてもでない場合）には、このような発行を持分金融商品として扱おうというものである。この改訂を行なうことによって、取引の結果が、企業が株式を発行するためのものであり、相手方が株式を取得するためのものである場合には、株主割当発行、売建コールオプション、株式発行先物取引、株式購入ワラントなどは、資本として区分されることになる。また、例えば、購入先物契約又は、売建プットオプションといった、企業が自己株式を受領する請求権は、現金決済条項があるかどうかによって、資本かどうかで決定される。

(2) 今回の議論

今回は、新たにアプローチ4. 2がスタッフから提案された。今回の提案は、企業が自己株式を発行して決済することを求められる金融商品の3つの場合のみを資本とするという提案をしている。そのため、企業が自己株式を発行することを求められるか又は許容されるそれ以外の金融商品は、すべて負債として分類することになる。これは、資本とする範囲を、アプローチ4. 0よりは拡大するものの、アプローチ4. 1よりは縮小するという提案である。

アプローチ4. 2で資本とすべきとする3つの場合とは、次のとおりである。

(a) 以下の2つの特徴を有する短期商品

(i) それらは、公衆又は既存の株主に対して新株を発行する過程の一環として発行されるものである。

(ii) それらは、企業に対して、特定額の現金又は他の資産と交換に、特定数の自社株式を発行することを求めるものである。

この記述は、(a) 株主割当発行及び (b) 「通常の方法」によって株式を発行する先渡契約を資本に含めることを意図している。

(b) 以下の2つの特徴を有する商品

(i) それらは、(a) 新株が発行されるのと同時に、新株の買い手に対して発行されるか、又は (b) 発行済株式の所有割合に比例して、既存の株主に対して発行されるものである。

(ii) それらは、特定額の現金又は他の資産と交換に、特定数の自社株式を発行することを企業に対して求めるものである。

この記述は、専ら増資を目的として発行される新株購入ワラントを含むことを意図している。

(c) 企業に対して、「特定数の企業自身の株式」の発行による決済を求め、かつ、次の性質を有する商品

(i) 転換条件がなければ、原商品は資本として分類することが適格である。

(ii) 原商品が、転換時に現金で支払わなければならないという条件のついた累積的配当又はそれに類似の要件を有していない。

(iii) 原商品が、発行されている株式数を決定する算出式に含まれ、かつ、通貨として株式を用いることによって、元金や利息の支払いに近似する外観をもたらすような、累積的配当又はそれに類似の要件を有していない。

この記述は、普通株式に転換される優先株式及び議決権のある普通株式に転換される議決権のない普通株式を含むことを意図している。この記述は、現金で決済されようとされまいと資本よりも負債に類似するように思われる配当関連条件を有する商品を除くことを意図している。転換要件は、無条件か（つまり、特定日前、又は発生することが確実な事象の発生日のいずれかで発生することが確実であるということであ

る。)、保有者のオプションであるか、又は、支配の変更といった、発生する可能性も
しない可能性もある事象の発生を条件としている可能性がある。転換義務を含む株式
は、仮に転換義務が存在しないならば全体として資本としての性質を有するに違いな
い。また、転換によって発行される株式は、それらが発行された後、全体として資本
とされることになる。この種の商品は、短期に限定されない。

議論の結果、この提案についても十分な賛成が得られず、いずれのアプローチも採用され
ないことが暫定的に合意された。そして、スタッフに対して、次の点を含む修正を施した
上で、現行 I A S 第 3 2 号をベースとした資本と負債の区分アプローチ (改訂 I A S 第 3
2 号アプローチ) を検討することが指示された。検討される改訂には次のものがある。

- (a) 保有者の死亡又は退職などのある一定事象が起こったときのみにつけて
持つ金融商品を持分金融商品に分類する。
- (b) プッタブル株式を資本と負債の要素に分解することを求める。
- (c) 資本に区分するための条件である固定数の株式と固定額の現金の交換という条件の若
干の緩和を行なう。

7. 保険会計

今回は、①測定目的とリスク調整、②初日の損失、③残余マーゲンの取扱い及び④保険契
約者の行動について議論が行われた。

(1) 測定目的とリスク調整

今回は、① 2009年12月に合意されたビルディング・ブロック・アプローチに関する
フォローアップの議論、②保険負債の測定目的は何か及び③リスク調整に関するガイダ
ンスの必要性に関して議論された。

① ビルディング・ブロック・アプローチの適用

第1の論点に関しては、2009年12月に保険負債の測定は、次のビルディング・ブ
ロックを用いた方法によることが、IASB及びFASBによって、暫定合意されている。

- ・ 保険者が義務を履行するにつれて生じる、バイアスのない確率加重平均された将来キ
ャッシュ・フロー
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 将来キャッシュ・フローの金額と時期についての不確実性の影響に対するリスク調整、
及び
- ・ プラスの初日の差額を除外する金額 (なお、初日の損失は、その発生時に即時認識す
ることが既に暫定合意されている)

議論の結果、このビルディング・ブロック・アプローチは、保険契約から生じる権利と義
務を別個に測定するのではなく、権利と義務の組合せを測定するために用いられるべきで

あり、さらに、権利と義務の組合せは純額で表示されるべきである点が暫定的に合意された。

② 保険負債の測定目的

第2の論点である保険負債の測定目的については、2009年12月の会議では、保険契約によって作り出される現在債務を履行するためのコストの企業の現在の見積額によって保険契約を測定すべきことが提案された。保険契約を履行するという概念に基づいて測定することに関しては、暫定合意がなされているが、その際の測定目的が、コストを測定するのか、それともそれ以外のものを測定するのかという点については、明確な合意がなされなかった。これを受けて、今回、測定目的の明確化のための議論が行なわれた。

議論の結果、保険契約を測定する目的は、コストの測定ではなく、保険契約によって作り出された純債務を履行するために必要とされる資源の現在価値 (present value) を参照して表現すべきである点が暫定的に合意された。また、これを受けて、スタッフは、測定目的の記述をさらに適切なものとする予定である。

① リスク調整

2009年12月の会議では、次の点が暫定合意された。

- (a) リスク調整では、将来キャッシュ・フローに関する保険者の観点による不確実性を測定しなければならない。リスク調整額を見積もるために企業が用いるさまざまな情報源について議論されたが、この問題をさらに検討することがスタッフに指示された。
- (b) 保険負債の測定では、保険者に関わる不履行リスク (non-performance risk) の変動は見直してはならない。

今回これを受けて、この論点が議論された。リスク調整は、一定の固定額でタイミングが決定している将来キャッシュ・フローを持つ負債が、同額の期待値を持つが不確実な帰結をもたらす負債よりもより不利でないことを示すために、負債の測定に含められるものである点、及び、そのような情報は、保険負債の不確実性に対する有用な情報を提供すると考えられている点が再度確認された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- ・ リスク調整は、保険者が、保険契約から生じるネット債務を履行しなければならないことから生じる不確実性を負担するために要求する金額でなければならない。リスク調整をどのように決定するかに関するガイダンスを、スタッフは、今後開発する。
- ・ リスク調整は、每期更新 (再測定) すべきである。

(2) 初日の損失

現在検討中の会計アプローチでは、リスク調整を適用した後において、キャッシュ・アウトフローの期待現在価値がキャッシュ・インフローの期待現在価値を上回る場合、契約時に損失が生じる。議論の結果、企業は契約時に当該損失を純損益で認識するべきである点が暫定的に合意された。

(3) 残余マーゲンの取扱い

契約初日の利益を認識しないため、当該金額を残余マーゲンとして認識することが、暫定合意されているが、今回は、これをどのように純損益で認識するかに関する規準（ドライバー）について議論が行なわれた。

残余マーゲンをある期間にわたって配分するドライバーとして、リスクからの解放、受取保険料、時の経過などが検討され、また、配分する期間としては、保険のカバー期間（保険におけるプロテクションが提供される期間）又は保険事故処理期間（最終の保険金が支払われるまでの期間）が検討された。どのようなドライバーを用いるべきか及び配分期間について、明確な議論の収束はなかった。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- ・ どのように残余マーゲンを期間にわたって純損益に解放するべきかに関する具体的なガイダンスを開発する。
- ・ 保険者は、事後の報告期間において生じる見積りの変更に応じて残余マーゲンを調整してはならない（残余マーゲンは、契約当初に算定された金額が以後ロックインされ、ドライバーに基づいて純損益に配分されることになる）。

(4) 保険契約者の行動

保険契約者が、契約から生じるキャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性又は給付の性質を変更する行動を取ることを許容するような契約条項（これを「保険契約者のオプション（policyholder option）」と呼んでいる）がある保険契約に関する取扱いが、F A S Bを交えて議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 既存の保険契約がカバーする保険契約者のオプション、並びに、オプション、フォワード及び保証は、将来キャッシュ・フローの期待価値を用いてロック・スルーすることにより、（既存契約の境界線内のオプション等である範囲において）保険契約の測定に含まなければならない。この結果、デポジット・フロアは適用されない。また、既存契約の境界線が何を意味するかは、今後検討する。
- (b) F A S Bは、保険契約者のオプションについて、今回合意に至らなかったため、今後再度検討する。
- (c) 既存の保険契約に関連しないすべてのオプション、フォワード及び保証は、当該契約の測定から除外されるべきである。それらは、その性質に従い、新規の保険契約又はその他の独立の金融商品として認識され、測定されるべきである。

8. 金融商品（ヘッジ会計）

ヘッジ会計に関する議論を今後どのように取り進めるかに関して議論が行われた。スタッフからは、ヘッジ会計の問題を包括的に取り上げて検討するという案と金融商品の分類と測定に関連するヘッジ会計に範囲を限定して検討するという案の2つが提示された。

議論の結果、ヘッジ会計を包括的に議論することが暫定的に合意された。この案では、非金融商品のヘッジ会計なども検討されることとなる。しかし、FASBが2010年3月までに金融商品の分類及び測定、ヘッジ会計などを含む包括的公開草案を公表しようとしていること及びIASBも2010年第1四半期にヘッジ会計の公開草案を公表することを予定しているので、まず、金融商品をヘッジ対象とするヘッジ会計問題を検討することになる。非金融商品をヘッジ対象とするヘッジ会計などの問題は、その後に検討されることになる。このようにすることで、ヘッジ会計に関するすべての問題の検討を2010年上半期には終了する予定である。

以上

(国際会計基準審議会理事 山田辰己)

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。